

国名	[フェーズ1] 法・司法制度改革支援プロジェクト
ベトナム社会主義共和国	[フェーズ2] 法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2

I 案件概要

<p>事業の背景</p>	<p>ベトナム政府は1986年のドイモイ政策開始以降、市場経済化への移行を進めており、さまざまな開放政策の一環として市場経済化に対応する法制度の整備を進めてきていた。1992年の憲法制定以降、1990年代には多くの法律が整備されたが、基礎的法理論・立法技術が未発達であり、また計画経済的思考からの移行途上にあったため、この時期に制定された多くの法律が短い期間で大幅改定を余儀なくされるなどの課題を抱えていた。ベトナム共産党中央委員会政治局は2005年に第48号決議「法制度整備戦略」¹及び第49号決議「司法改革戦略」²を公表し、2020年までの法の支配の確立に向けた具体的な改革を進めていた。我が国はベトナムにおいて、1996年より主に民商事関連法案起草支援や法曹人材育成について協力を行った。ただし、整備された法令を実務として遂行する現場においては、制定された法令の趣旨が十分理解されていない状況も見受けられ、裁判実務や法執行実務の改善を図る必要があったことから、「法・司法制度改革支援プロジェクト」（フェーズ1：2007年～2011年）を実施し、フェーズ1の成果として、地方の現状や課題を抽出し対処するノウハウが中央司法関連機関³に蓄積されつつあった。フェーズ2（2011年～2015年）においては、中央司法関連機関がそのノウハウを使い、全国的な課題の抽出や改善策の検討を行い、その一連の活動が中央司法関連機関の業務フローに定着することを目指した。</p>
<p>事業の目的</p>	<p>[フェーズ1] 本事業は、バクニン省（パイロット地区）において、地方司法機関及び司法関連機関の裁判官、検察官、弁護士及び司法関連職員の裁判、執行実務の能力の改善と蓄積された経験をもとに、中央司法機関⁴及び弁護士連合会の地方司法機関及び弁護士に対する監督・指導、支援に関する制度的能力が向上し、業務の改善に役立つ法規範文書が準備され、法曹養成に必要な国家司法学院（JA）⁵の制度的能力が強化されることにより、中央司法機関や弁護士連合会の判決、執行実務を支援する体制を改善し、その地方組織に対する指導、助言及び支援能力が改善されることを図り、もって、ベトナム全土で、裁判及び執行が、公平かつ説得力があり、透明で適切かつ一貫性のあるものとなることを目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上位目標：ベトナム全土で、裁判及び執行が、公平かつ説得力があり、透明で適切かつ一貫性のあるものとなる。 2. プロジェクト目標：バクニン省（パイロット地区）及びその他の地域において、司法補助機関の業務及び判決、執行実務に関する能力の改善に関する経験を蓄積するとともに、その蓄積された経験を中央の司法機関、弁護士連合会が吸収、分析して活用し、これにより、中央司法機関や弁護士連合会の判決、執行実務を支援する体制を改善し、その地方組織に対する指導、助言及び支援能力が改善される。 <p>[フェーズ2] 本事業は、中央司法関係機関の現場の実務に関する全国的なモニタリング・指導・助言・監督の能力が向上し、適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案が適切に作成されることにより、中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえて、法規範文書の内容、運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化されることを図り、もって、法曹及び法律関係職員が、中央司法関係機関から助言・監督を受け、より円滑かつ統一的な法規範文書の運用及び裁判・執行実務を行えるようになることを目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上位目標：法曹及び法律関係職員が、中央司法関係機関から助言・監督を受け、より円滑かつ統一的な法規範文書の運用及び裁判・執行実務を行えるようになる。 2. プロジェクト目標：中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえて、法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化される。
<p>実施内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業サイト： [フェーズ1] ハノイ市、バクニン省（パイロット地域） [フェーズ2] ハノイ市 2. 主な活動： [フェーズ1] パイロット地区における裁判官、検察官、弁護士及び司法関連職員の裁判、執行実務の能力改善と経験の蓄積、中央司法機関及び弁護士連合会の地方司法機関及び弁護士に対する監督・指導、支援に関する制度的能力向上、法規範文書の準備、国家司法学院の法曹養成に必要な制度的能力強化 [フェーズ2] 中央司法関係機関において、現場の実務に関する全国的なモニタリング・指導・助言・監督の能力の向上、適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案の適切な作成 3. 投入実績

¹ 近代的な法治国家への転換と市場経済体制の確立を目指した「2020年に向けた2010年までのベトナム法制度整備戦略」

² 「2020年までのベトナム司法制度改革の戦略」

³ 中央司法関係機関は司法省（MOJ）、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）及びベトナム弁護士連合会（VBF）を指す。

⁴ 中央司法機関はMOJ、SPC、SPPを指す。⁵ 国家司法学院（JA）はMOJ管轄の教育機関

⁵ 国家司法学院（JA）はMOJ管轄の教育機関

	[フェーズ 1] 日本側 (1) 専門家派遣 12人 (2) 研修員受入 101人 (3) 機材供与 コンピューター、プロジェクター、ソフトウェア、プリンター、スキャナ (4) ローカルコスト		相手国側 (1) カウンターパート配置 84人 (2) 専門家執務スペース、会議室 (3) ローカルコスト
	[フェーズ 2] 日本側 (1) 専門家派遣 20人 (2) 研修員受入 135人 (3) 機材供与 コピー機、コンピューター、プリンター、ファックス等 (4) ローカルコスト		相手国側 (1) カウンターパート配置 74人 (2) ローカルコスト
事業期間	[フェーズ 1] (事前評価時) 2007年4月～2011年3月 (実績) 2007年4月～2011年3月 [フェーズ 2] (事前評価時) 2011年4月～2015年3月 (実績) 2011年4月～2015年3月	事業費	[フェーズ 1] (事前評価時) 394百万円、(実績) 466百万円 [フェーズ 2] (事前評価時) 390百万円、(実績) 505百万円
相手国実施機関	[フェーズ 1] [フェーズ 2] 司法省 (MOJ)、最高人民裁判所 (SPC)、最高人民検察院 (SPP)、ベトナム弁護士連合会 (VBF) [フェーズ 1] バクニン省人民裁判所、バクニン省人民検察院		
日本側協力機関	[フェーズ 1] [フェーズ 2] 法務省法務総合研究所、最高裁判所、日本弁護士連合会他		

II 評価結果

【評価の制約】

・フェーズ2完了後、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト、2015年4月～2020年12月)が実施され、事後評価時現在も「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト、2021年1月～2025年12月)が実施されている。よって、本評価で観察された効果には、これら後継技術協力プロジェクトによる効果との区別が困難である点を評価の制約として記しておく。

・本事後評価では、4つの実施機関のうちMOJについては対面ヒアリングを実施できなかったが、質問票調査及び電話/メールによる情報収集を行った。

【留意点】

・本調査では、2つの事業を次の方法で一体的に評価した。妥当性・整合性については、事業ごとにエビデンスを確認し、これに基づき両事業を一体的に評価した。有効性・インパクトについては、事業ごとに目標達成状況を判断し、これに基づき両事業を一体的に評価した。効率性については、事業ごとに評価を行い、これに基づき両事業を一体的に評価した。持続性については、両事業を一体的に評価した。

・プロジェクト目標及び上位目標の指標達成状況の確認においては、両フェーズとも、終了時評価における評価の視点に基づき、定性的・間接的な事象の情報(実施機関の認識とその理由、事例等)を可能な範囲において収集・検証した。フェーズ1の上位目標指標2～4は定量的な指標が設定されていたが、事業開始前の比較データは未入手で、終了時評価においても指標に即したデータは取得できておらず、データが存在しないものや取付け不可のものが事後評価時点で確認された。

・事業完了時の情報が不明のため、両事業とも終了時評価結果を事業完了時の達成状況として適用した。

1 妥当性/整合性

<妥当性>

【事前評価時のベトナム政府の開発政策との整合性】

両事業は、事前評価時点におけるベトナムの開発政策と、整合性が高い。2005年に発表された共産党中央委員会政治局決議第48号(「法制度整備戦略」)及び第49号(「司法改革戦略」)は、ドイモイ政策に基づく市場経済化に適合した法体系整備と法の執行・運用体制整備及び司法機関の人材育成を急務とする法整備・司法制度改革の長期戦略方針を示しており、両事業は同方針に合致していた⁶。

【事前評価時のベトナムにおける開発ニーズとの整合性】

両事業は、事前評価時点におけるベトナムの開発ニーズと、整合性が高い。「事業の背景」で述べたように、整備された法令を実務として遂行する現場においては、制定された法令の趣旨が十分理解されていない状況も見受けられ、裁判実務や法執行実務の改善を図る必要があった。立法分野における法令の不明確性や、司法分野における法曹三者(裁判官、検察官、弁護士)の能力強化に加え、県級の裁判所・検察院の管轄拡大が進んだことから、県級の裁判官・検察官の能力向上及び中央司法関係機関が県レベルにまで指導・助言を浸透させる組織制度的能力の強化が急務であった。

【事業計画/アプローチの適切性】

両事業の計画/アプローチは、適切である。事業計画/アプローチに起因する課題は確認されなかった。

【評価判断】

以上より、フェーズ1及びフェーズ2を合わせ、本事業の妥当性は③⁷と判断される。

⁶ 両決議はフェーズ2の事前評価時点でレビューを受けている最中であったが、方針に変更の見込みはなく、今後も同国の法・司法制度を市場経済化にさらに適合させていくべく、改革を引き続き進めていくことが確認されていた。

⁷ ④:「非常に高い」、③:「高い」、②:「やや低い」、①:「低い」

<整合性>

【事前評価時における日本の援助方針との整合性】

両事業は、事前評価時の日本の対ベトナム援助方針と整合している。フェーズ1では、「対ベトナム国別援助計画」（2004年4月）の重点分野の一つに法制度整備が掲げられていた。フェーズ2では、「対ベトナム国別援助計画」（2009年7月）にガバナンスの強化がその他の開発分野に取り組む基盤として設定されており、特に法・司法制度改善支援が重点領域に定められていた。

【JICA他事業・支援との連携/調整】

フェーズ1の事前評価時に計画された本事業とJICAの他の事業との連携/調整は想定通りに実施され、事後評価時に正の効果が確認された。MOJ、SPC及びSPP等において人材育成奨学計画（JDS）や長期研修の帰国留学生が活躍して、ベトナムの法曹・司法分野人材育成に大きく寄与してきている。フェーズ2では、事前評価時に計画された本事業とJICAの他の事業との連携/調整は、明確に計画されていなかった。

【他機関との連携/国際的枠組みとの協調】

事前評価時に計画された他ドナーとの連携/協調が想定通りに実施され、事後評価時に正の効果が確認された⁸。ベトナムの法整備分野においては、ドナー間での活動の重複を回避すべく配慮のうえ、ベトナム法・司法機関による法制度の整備や人的能力向上及び法執行の能力を強化するため、ドナー間での相互補完、相乗効果を高める活動が実施されている。両フェーズにおいて、専門家はドナー会議に積極的に参加し、ワークショップの共催等も行ってきた。デンマーク国際開発庁（DANIDA）、国連開発計画（UNDP）、カナダ国際開発庁（CIDA）支援の活動を通じて、諸外国の事例や経験の理解が深まり、それを踏まえて、本事業が起草支援をした破産法、人民裁判所組織法、民事訴訟法の改正や、裁判所に関する法体制が整備されるとともに、裁判官や裁判所職員、検察官の能力が多角的に強化された。CIDAが支援していた裁判所学院⁹では、事後評価時現在、本事業の成果を活用して教育を行っている。また、事業実施中、VBFは本事業や司法パートナーシッププログラム（JPP）¹⁰等の協力から得られた知見を踏まえ、2015年にVBF定款を改訂した。弁護士の専門能力向上に貢献したほか、より国際的な慣行に沿った定款が整備され、VBFの自治能力の向上に繋がった。

【評価判断】

以上より、フェーズ1及びフェーズ2を合わせ、本事業の整合性は③⁷と判断される。

【妥当性・整合性の評価判断】

以上、フェーズ1及びフェーズ2を合わせ、本事業の妥当性及び整合性は③⁷と判断される。

2 有効性・インパクト

[フェーズ1]

【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】

事業完了時までに、プロジェクト目標は、おおむね計画通りに達成された。中央による地方組織へのより適切な指導及び支援能力の改善は、活動の成果が互いに連携し相乗効果をもたらして、おおむね計画通りに達成された（指標1）。パイロット地区を含む地方での経験を活用し、MOJ、SPC及びSPPでは執務参考資料を作成し、地方組織に対する指導・支援に用いて支援能力が強化されるとともに、実務上活用されるようになった。また、実務での課題を立法作業に活かして法規範文書の起草活動に反映し、新法の施行により実務が改善された。VBFについては、2009年5月に公式に設立されたため、弁護士ハンドブック等ははまだ作成していないが、活動を報告書にまとめてホームページ等を通じて全国の弁護士に成果や情報を発信・共有した。

国家司法学院（JA）における学生の能力強化は、一部達成された（指標2）。より多くの知識を身に着けたかは十分検証されていないが、実務能力をより獲得できる教育内容の改善は確認された。ただし、JAの教官が関連するプロジェクト活動に積極的に参加し、その参加を通じて得られた教訓をJAのトレーニングに反映していくことが期待されていたが、法曹三者の養成について状況の変化が見られたため、JAに対するプロジェクト活動の優先順位を下げざるを得なかった。教科書の改訂にあたり、外部からの講師は活動対象者であったものの、専任教官については積極的に参加できなかった。

2つの指標のうち、中央による地方組織へのより適切な指導及び支援能力の改善は、プロジェクト目標に直接貢献する内容であり、プロジェクト活動の大部分を占めることから、指標1の達成度に重点をおいて判断した。

【事業効果の事後評価時における継続状況】

事後評価時点で、本事業の効果は、継続している。MOJ、SPC、SPP及びVBFでは、実務上の教訓や新たな法律・法案に基づき、本事業で作成した資料等も活用し、中央から地方へのより適切な指導・助言が、現在も継続して行われている。1）MOJによると、研修参考資料をアップデートして、現在も実務上の業務で広く使用されている。地方への調査訪問を継続し、現場の実務上の課題を把握したうえで、適切な指導や問題解決のための手段を提案している。地方機関が問題に直面したとき、当該地方機関はMOJに書面により報告し、MOJが地方機関に対し返答するという制度が定着している。2）SPCによると、法律を統一的に適用し裁判能力を強化するために、毎月、全裁判官と裁判所職員を対象に、専門業務上の問題に関するオンライントレーニングを開催し、各裁判所の問い合わせに返答している。これらの活動を通じて、実際に法令の適用や実務から生じる問題があった場合にも、問い合わせに対してオンライン文書で回答することにより、法令の統一適用の周知徹底や適切な指導を迅速に行うことができるようになってきている。引き続き刑事訴訟及び民事訴訟の実務上の問題に係るQ&A集が編集されており、実務上の課題を分析するノウハウが蓄積され、地方組織に対する指導、助言及び支援能力が改善されている。3）SPPによると、フェーズ1で作成した検察官マニュアルを、2015年の刑事訴訟法改正や現状の実務に合わせて2017年にアップデートし、更にその後、2020年に改訂され、教材として各地方検察院に配布し、現在も使用されている。会議、セミナー、トレーニングコースを通じて、地方検察院に対する適切な指導・助言を行っている。4）VBFによると、フェーズ2でベトナム弁護士研修制度を構築し、現在も活発に開催されており、研修を通じて地方の弁護士に対する指導や支援が継続されている。研修への参加を義務付ける内部規程をVBFが設定したことで、指導・支援体制が制度化されている。引き続き地方弁護士会への視察を行い、実

⁸ フェーズ2の事前評価表に記載はないが、ドナー協調体制は継続しており、事業実施中、積極的に情報共有や情報発信を行っている。中央司法関係機関とUNDPが共催したワークショップにおいてプレゼンテーションや講義を行うなど、実質的な連携があった。

⁹ SPC管轄下の「裁判官養成学校」が、2015年の首相決定により同校の機能任務等を承継した上で、「裁判所学院」と名称変更された。裁判所学院では、既に任官している裁判官の継続研修や裁判所職員の研修、新任裁判官の研修・養成を行っている。2016年からは大学教育も実施している。なお、MOJが管轄しているJAは、従前、裁判官養成教育も行っているが、その機能はほぼ裁判所学院に移行している。

¹⁰ JPPは、欧州連合（EU）、デンマーク、スウェーデンの協力による支援（2010年～2015年）

務上の障害の把握と改善策の地方政府機関への提案により、適時に地方弁護士会への支援措置を図っている。

JAによると、プロジェクト活動を通じて作成したカリキュラム、教科書、マニュアル等は、その後の法律の改正や司法実践の変更に基づく改善・改訂が継続して行われている。例えば、刑事事件解決技能の教科書は、法規範文書の改正に応じて、2017年及び2020年に改訂された。また、教育方法が実践性強化の方向で引き続き改善されており、教育の質が向上され、JAの学生は諸問題の実践的な知識と経験をより積むことができている。他方、SPC管轄下の裁判官養成学校（その後、裁判所学院に改名）やSPP管轄下のハノイ検察大学の規模が拡大され、大学生から裁判官・検察官の養成まで各機関で教育されているため、JAでの裁判官・検察官の養成については、一部行われているものの、計画時に想定したほどには機能していない。現在は、将来法曹三者になろうとする者に向けた実践業務の研修コースを設け、弁護士・執行官・公証人、司法関係職員に向けた研修を中心に行っている。

【上位目標の事後評価時における達成状況】

事後評価時点までに、上位目標は、おおむね計画通りに達成された。指標1については、1) 適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の整備（両フェーズにおいて起草支援した11の法規範文書はいずれも成立）、2) 全国の各レベルの裁判官・裁判所職員の能力強化（中央から地方への指導・支援の定着や執務参考資料の活用、オンライン研修等）、3) 判決作成標準化（民事事件、刑事事件、行政事件等の標準化と全国の裁判官・裁判所職員によるインターネットを通じたアクセス）などを通じ、裁判の質は引き続き改善されており、フェーズ1終了時（2011年）と比較して、事後評価時点において、説得力のある裁判の判決・決定が下されるようになったと判断できる。

指標2～4については、指標に対応した統計データは入手できないが、SPCによると、指標2の関連情報として、近年、事件解決率は向上し、当年の解決率は常に前年より高くなっており、国際協力を強化し、外国の経験を受入れることが事件解決率向上に貢献した対策の一つであると考えられている。解決率は、2011年10月～2016年9月の5カ年は98.5%、2016年10月から2021年9月の5カ年は97.6%であった。また、裁判官の主観的な過失によって判決・決定が取消・訂正される割合は減少しており、2011年10月～2016年9月は前期比1.35%減であった（2016年10月～2021年9月は数値不明）。指標3に関しては、監督審及び再審への再検討（レビュー）の件数は増加したが率は減少しており、2011年10月～2016年9月は2.0%、2016年10月～2021年9月は1.8%であった。指標4に関しては、裁判実務が改善されており、明確な判決が下されるようになったので、執行前に説明を必要とする不明瞭な判決がなくなったとの回答を得た。ただし、指標2～4のいずれも本事業開始前や事業終了年の数値は不明であり、また、達成目標値も設定されていないため、これら関連情報を参考にしても、達成度を厳密に検証することはできない。他方、受理件数が2011年10月～2016年9月の1,809,080件から2016年10月～2021年9月は2,433,631件と、624,551件（34.5%）もの大幅な増加があった中での実績であることは考慮に値する。受理件数の上昇は裁判所の処理能力の向上を示すものであり、また、第一審は各省や県の裁判所が担っており、都市部のみならず、各地方においても能力の向上が認められることを示している¹¹と考えられる。

加えて、2017年のSPCの議決に基づき、すべての裁判所の判決がインターネットで公開され、判決の透明性が確保できている。

[フェーズ2]

【プロジェクト目標の事業完了時における達成状況】

事業完了時点までに、プロジェクト目標は、おおむね計画通りに達成された。MOJ、SPC及びSPPで作成された執務参考資料は、実務上の問題やニーズだけでなく、法規範文書の内容をふまえて作成・改訂されていると、終了時評価において確認された（指標1～3）。VBFは、弁護士ハンドブックのような執務参考資料はまだ作成していないが、活動を報告書にまとめてホームページ等を通じて全国の弁護士に成果や情報を発信・共有しており、2009年に設立して間もないVBFの組織体制を考慮すると、達成とみなされた（指標4）。現場のニーズを踏まえて執務参考資料を作成するという方法の業務フローへの反映は、MOJ、SPC及びSPPで制度として定着しつつあると評価でき、VBFについては、執務参考資料は作成していないが、全国の弁護士が参照できるよう、セミナーや調査等の活動報告を月刊誌やホームページに掲載している（指標5）。適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案が適切に作成されており（指標6）、2008年法規範文書発用法¹²により、現行法の施行評価や新法草案の起草段階で、関連機関から意見聴取することが義務づけられたこともあり、MOJ、SPC、SPPで業務フローとして定着していると評価された（指標7）。

【事業効果の事後評価時における継続状況】

事後評価時点で、本事業の効果は、継続している。MOJ、SPC、SPP及びVBFでは、フェーズ1の事業効果の継続状況と上位目標の達成状況で述べた通り、実務上の課題を踏まえた執務参考資料の作成・改善、法規範文書の起草・改正等が事後評価時に至るまで行われ、いずれも業務フローに反映されている。フェーズ2終了後に新たに作成された資料の例として、MOJより1件、SPCより2件、SPPより3件、VBFより2件があげられた。また、本事業支援対象外で成立した法規範文書の例として、MOJでは法規範文書発用法改正¹³（2015年、2020年）等6件、SPCは裁判所における調停・対話法（2020年）¹⁴1件、SPPでは刑事訴訟法改正の実施に関する合同通達合計11件がある。

【上位目標の事後評価時における達成状況】

事後評価時点までに、上位目標は、おおむね計画通りに達成された。指標1については、MOJ、SPC、SPP及びVBFにおいて、本事業で作成した資料は法令の新しい規定や実務に合わせて改善され、アップデートして活用されている（フェーズ1のプロジェクト目標指標1参照）。フェーズ2終了後も、上述の通り、各機関は新たに執務参考資料を作成し、実務上の課題対応が記載されており、法曹・法律関係者がアクセスできる状態である。これらの中には、後継の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」の支援対象資料も一部含まれるが、同プロジェクト活動終了後に独自に数々の活動を実施し、執務参考資料を作成していることも明らかとなっている¹⁵。指標2に関しては、実務上の問題への対応について、法曹及び法律関係職員は、中央のMOJ、SPC、SPP及びVBFから助言を受ける機会を有している（フェーズ1プロジェクト目標指標1参照）。指標3については、

¹¹ 出所：三菱総合研究所「平成26年度外務省ODA評価：法制度整備支援の評価（第三者評価）」（2015）、55-56ページ

¹² フェーズ2の終了時評価報告書では「法規範文書公布法」と記載されているが、後継プロジェクトでは「法規範文書発用法（No. 17/2008/QH12）」と記載されているため、後者の「法規範文書発用法」に記載を統一した。

¹³ 後継の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」による支援

¹⁴ 後継の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」による支援

¹⁵ 「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト中間評価調査報告書」（2018）、33ページ

上記指標1の通り、法曹及び法律関係職員がアクセスできる執務参考資料が増加した。

【事後評価時に確認されたその他のインパクト】

[フェーズ1] [フェーズ2]民間セクターの活動の基本法というべき改正民法の起草支援や民事訴訟の実務改善などの支援は、外国企業の経済活動及び市場経済の推進に積極的に貢献しており、破産法の成立も外国投資家のための強固な法的体制を作り出す手段となった。また、2013年に本事業によって、ベトナムにおける重要な基本法や政令等が日本語に翻訳され、「ベトナム六法」が発刊された。本法令日本語訳集は、JICAの法整備支援を通じてその後も継続的にアップデートされ、ベトナム法律の研究者や日本企業がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開されており、共有・活用を通じてベトナムの法令に関する理解の促進に繋がっている。なお、負のインパクトは確認されていない。

【評価判断】

以上より、フェーズ1及びフェーズ2を合わせ、本事業の有効性・インパクトは③⁷と判断される。

[フェーズ1]プロジェクト目標及び上位目標の達成度

目標	指標	実績	情報源
プロジェクト目標 バクニン省（パイロット地区）及びその他の地域において、司法補助機関の業務及び判決、執行実務に関する能力の改善に関する経験を蓄積するとともに、その蓄積された経験を中央の司法機関、弁護士連合会が吸収、分析して活用し、これにより、中央司法機関や弁護士連合会の判決、執行実務を支援する体制を改善し、その地方組織に対する指導、助言及び支援能力が改善される。	(指標1) 中央の司法機関及びベトナム弁護士連合会（VBF） ¹⁶ が現場での実務経験から得られた教訓や、新しく成立した法律あるいは起草された法案に基づき、より適切な指導及び支援を行う。	達成状況（継続状況）：おおむね計画通りに達成（継続）（事業完了時） パイロット地区を含む地方での経験を活用し、MOJ、SPC及びSPPではガイドライン、マニュアル、研修資料等の執務参考資料を作成し、地方組織に対する指導・支援に用いて支援能力が強化されるとともに、実務上活用されるようになった。実務での課題を立法作業に活かして法規範文書の起草活動に反映し、新法の施行により実務が改善されている。本フェーズ中に、①改正民法、②担保取引登録令、③改正民事訴訟法、④改正刑事訴訟法、⑤改正人民検察院組織法、⑥行政訴訟法等の草案作成が進むとともに、⑦民事判決執行法（2008年）、⑧国家賠償責任法（2009年）が成立された。VBFについては、2009年5月に公式に設立されたため、弁護士ハンドブック等はまだ作成していないが、活動を報告書にまとめてホームページや月刊誌、ニュースレター等を通じて全国の弁護士に成果や情報を発信・共有した。 （事後評価時） MOJ、SPC、SPP及びVBFによると、実務上の教訓や新たな法律・法案の新しい規定に基づき、本事業で作成した資料等も活用し、中央から地方へのより適切な指導・助言が、現在も継続して行われている。 ・ MOJでは、研修参考資料をアップデートして、現在も実務上の業務で広く使用されている。地方への調査訪問を継続し、現場の実務上の課題を把握したうえで、適切な指導や問題解決のための手段を提案している。地方機関が問題に直面したとき、当該地方機関はMOJに書面により報告し、MOJが地方機関に対し返答するという制度が定着している。 ・ SPCでは、法律を統一的に適用し裁判能力を強化するために、毎月、全裁判官と裁判所職員を対象に、専門業務上の問題に関するオンライントレーニングを開催し、各裁判所の問い合わせに返答している。これらの活動を通じて、実際に法令の適用や実務から生じる問題があった場合にも、問い合わせに対してオンライン文書で回答することにより、法令の統一適用の周知徹底や適切な指導を迅速に行うことができるようになってきている。引き続き刑事訴訟及び民事訴訟の実務上の問題に係るQ&A集が編集されており、実務上の課題を分析するノウハウが蓄積され、地方組織に対する指導、助言及び支援能力が改善されている。 ・ SPPでは、フェーズ1で作成した検察官マニュアルを2015年の刑事訴訟法改正や現状の実務に合わせて2017年にアップデートし、更にその後、2020年に改訂され ¹⁷ 、教材として各地方検察院に配布し、現在も使用されている。会議、セミナー、トレーニングコースを通じて、地方検察院に対する適切な指導・助言を行っている。 ・ VBFでは、フェーズ2でベトナム弁護士研修制度を構築し、現在も活発に開催されており、研修を通じて地方の弁護士に対する指導や支援が継続されている。研修への参加を義務付ける内部規程をVBFが設定したことで、指導・支援体制が制度化されている。引き続き地方弁護士会への視察を行い、実務上の障害の把握と改善策の地方政府機関への提案により、適時に地方弁護士会への支援措置を図っている。	終了時評価報告書、MOJ質問票回答、SPC、SPP及びVBF質問票回答・ヒアリング
	(指標2) 国家司法学院（JA）の卒業生並びに在校生が実務に関する諸問題により多くの知識を身につける。	達成状況（継続状況）：一部達成（一部継続）（事業完了時） 指標に即して「より多くの知識を身につけたか」は十分検証されていないが、卒業生が実務能力をより獲得できる教育内容に改善されている。ただし、JAの教官が関連する活動に積極的に参加し、その参加を通じて得られた教訓をJAのトレーニングに反映していくことが期待されていたが、法曹三者の養成について状況の変化が見られたため、JAに対するプロジェクト活動の優先順位を下げざるを得なかった。教科書の改訂にあたり、外部からの講師は活動対象者であったものの、専任教官については積極的に参加できなかった。本指標に関連する成果4及びJAに関するプロジェクト目標の達成度に影響を与えた。 （事後評価時） JAによると、プロジェクト活動を通じて作成したカリキュラム、教科書、マニュアル等は、その後の法律の改正や司法実践の変更に基づく改善・改訂が継続して行われている。例えば、刑事事	終了時評価報告書、JA質問票回答

¹⁶ PDMでは“the unified central lawyers’ organization”（和訳は「統一弁護士連合会」となっているが、2009年に正式に設立されたVBFのことであるため、ベトナム弁護士連合会（VBF）と記載した。

¹⁷ 「公訴権、立件・捜査・起訴に対する検察権の行使に関する検察官のハンドブック」及び「公訴権・刑事裁判の検察権の行使に関するハンドブック」のこと

件解決技能の教科書は、法規範文書の改正に応じて、2017年及び2020年に改訂された。また、教育方法が実践性強化の方向で引き続き改善されており、教育の質が向上され、JAの学生は諸問題の実践的な知識と経験をより積むことができている。他方、JAでの裁判官・検察官の養成については一部行われているものの、計画時に想定したほどには機能していない。現在は、将来法曹三者になろうとする者に向けた実践業務の研修コースを設け、弁護士・執行官・公証人、司法関係職員に向けた研修を中心に行っている。

(事後評価時) おおむね計画通りに達成
 1) 適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の整備 (両フェーズにおいて起草支援した11の法規範文書はいずれも成立) や、2) 全国の各レベルの裁判官・裁判所職員の能力強化 (中央から地方への指導・支援の定着や執務参考資料の活用、オンライン研修等) (フェーズ1プロジェクト目標指標1参照)、3) 判決作成標準化 (民事事件、刑事事件、行政事件等) などを通じ、裁判の質は引き続き改善されており、フェーズ1終了時 (2011年) と比較して、事後評価時点において、説得力のある裁判の判決・決定が下されるようになったと判断できる。3) の判決作成標準化については、SPCが2009年に作成し裁判官に配布していた判決書作成マニュアルは、判決の書き方を改善し、参考になる資料として活用されてきたが、本マニュアルへの意見を収集するため、2019年にセミナーを開催し、現在は各種事件 (民事事件、刑事事件、行政事件等) の判決の書き方が標準化され、全国の裁判官・裁判所職員がインターネットを通じ簡単にアクセスできている。

本事業支援対象法規範文書の実績¹⁸
 (○起草等、●成立等)

No	機関	法規範文書 ¹⁹	フェーズ1終了時 (2011年3月)	フェーズ2終了時 (2015年3月)	事後評価時* (2022年12月)
1	MOJ	民法	○	○	●: 2015年10/11月国会
2	MOJ	担保取引登録令	○: 2010年署名	—	—
		担保取引登録法の 合同通達作成及び、 関連議定	—	●: 合同通達作成 及び関連議定 2012年施行	—
3	SPC	民事訴訟法	○	○	●: 2015年10/11月国会 下位法規範文書・関連法令合 計2件 (2017年、2019年)
4	SPP	刑事訴訟法	○	○	●: 2015年10/11月国会、 2021年一部改正 2015年法の成立を受けて合 合同通達作成
5	SPP	人民検察院組織法	○	●: 2014年	—
6	SPC	行政訴訟法	○	○	●: 2015年10/11月国会 下位法規範文書・関連法令合 計3件 (2016年)
7	MOJ	民事判決執行法	●: 2008年	●: 2014年 (一 部改正)	●一部改正: 2022 下位法規範文書・関連法令合 計2件 (2015年7月、2020 年)
8	MOJ	国家賠償責任法	●: 2009年	○	●: 2017年
9	SPC	人民裁判所組織法	—	●: 2014年	—
10	MOJ	戸籍法	—	●: 2014年	—
11	SPC	破産法	—	●: 2014年	—

*確認し得た限りの実績

(指標2) 監督審及び再審レベルの無効/破棄/修正判決の割合 (%) が減少する。
 (事後評価時) おおむね計画通りに達成
 指標に対応した統計データは入手できないが、SPCによると、事件解決の進行を促進し、処理の質を向上させるために多くの対策を講じた結果、近年、事件解決率は向上し、当年の解決率は常に前年より高くなっている。この結果を受け、国際協力を強化し、外国の経験を受入れることが対策の一つであると考えられる旨、SPCからの回答を得た。また、裁判官の主観的な過失によって判決・決定が取消・訂正される割合は減少した。

【参考データ (全国)】

項目	2011年10月 ～2016年9月	2016年10月 ～2021年9月
a. 訴訟事件受理件数	1,809,080	2,433,631
b. 解決件数	1,781,410	2,375,983
c. 解決率 ¹⁾	98.5%	97.6%
d. 取消・訂正される割合の前期比	1.35%減	不明

SPC 質問票回答及びヒアリング、SPC 長官の5年間任期の総括報告書

¹⁸ 成果2の指標2-1に含まれていた不動産登記法は、フェーズ2開始後にベトナムの立法計画から外れ、直接関連する活動を本プロジェクトでは行っていない。

¹⁹ この中で、新たに作られた法は戸籍法だけであるが、ベトナムでは改正後も法律名は維持されるのが一般的なため、「改正」は付けていない。

<p>(指標3) 監督審への控訴*数が減少する。</p>	<p>注1) cはaに占めるbの割合</p> <p>(事後評価時) おおむね計画通りに達成 指標に対応した統計データは入手できないが、SPCによると、監督審及び再審への再検討（レビュー）の件数は増加したが率は減少している。 【参考データ（全国）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>2011年10月～2016年9月</th> <th>2016年10月～2021年9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a. 訴訟事件受理件数</td> <td>1,809,080</td> <td>2,433,631</td> </tr> <tr> <td>b. 解決件数</td> <td>1,781,410</td> <td>2,375,983</td> </tr> <tr> <td>c. 監督審及び再審への再検討（レビュー）件数</td> <td>35,556</td> <td>43,059</td> </tr> <tr> <td>d. 監督審及び再審への再検討（レビュー）率¹⁾</td> <td>2.0%</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>e. 監督審及び再審への再検討（レビュー）の解決件数</td> <td>30,774</td> <td>36,042</td> </tr> <tr> <td>f. 監督審及び再審への再検討（レビュー）の解決率²⁾</td> <td>86.6%</td> <td>83.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) dはbに占めるcの割合 注2) fはcに占めるeの割合</p>	項目	2011年10月～2016年9月	2016年10月～2021年9月	a. 訴訟事件受理件数	1,809,080	2,433,631	b. 解決件数	1,781,410	2,375,983	c. 監督審及び再審への再検討（レビュー）件数	35,556	43,059	d. 監督審及び再審への再検討（レビュー）率 ¹⁾	2.0%	1.8%	e. 監督審及び再審への再検討（レビュー）の解決件数	30,774	36,042	f. 監督審及び再審への再検討（レビュー）の解決率 ²⁾	86.6%	83.7%	<p>SPC 質問票回答及びヒアリング</p>
	項目	2011年10月～2016年9月	2016年10月～2021年9月																				
a. 訴訟事件受理件数	1,809,080	2,433,631																					
b. 解決件数	1,781,410	2,375,983																					
c. 監督審及び再審への再検討（レビュー）件数	35,556	43,059																					
d. 監督審及び再審への再検討（レビュー）率 ¹⁾	2.0%	1.8%																					
e. 監督審及び再審への再検討（レビュー）の解決件数	30,774	36,042																					
f. 監督審及び再審への再検討（レビュー）の解決率 ²⁾	86.6%	83.7%																					
<p>(指標4) 執行前に説明を必要とする不明瞭な判決数が減少する。</p> <p>(事後評価時) おおむね計画通りに達成 ・ 指標に対応した統計データは入手できないが、SPCによると、指標1でも上述の通り、説得力のある裁判の判決・決定が下されるようになり、不明瞭な判決がなくなったとの回答を得た。</p>	<p>同上</p>																						

*本指標における「控訴 (appeal)」は、文脈としては「再検討 (レビュー) (review)」のことを意味する。

[フェーズ2]プロジェクト目標及び上位目標の達成度

目標	指標	実績	情報源
プロジェクト目標 中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえて、法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化される。	(指標1) MOJ が職員向けに作成する執務参考資料が、(改正された) 法規範文書の内容を踏まえて適切に作成・改訂される。	達成状況 (継続状況) : おおむね計画通りに達成 (継続) (事業完了時) 通達、報告書、小冊子、マニュアル、教程本等の執務参考資料は、実務上の問題やニーズだけでなく法規範文書の内容をふまえて作成・改訂されていると評価できる。 (事後評価時) 作成された執務参考資料は法令の新しい規定や実務に合わせて改善されている。各実施機関の担当部署は、引き続き自らでQ&A集としての関連法令施行案内ハンドブックや、法規範文書の運用に関する実務上の問題への対応に関する参考資料を作成している。フェーズ2終了後に新たに作成された資料の例として、MOJより1件、SPCより2件、SPPより3件、VBFより2件があげられた。(フェーズ1プロジェクト目標指標1及びフェーズ2上位目標指標1参照)	終了時評価報告書、MOJ 質問票回答
	(指標2) SPC が法曹及び法律関係職員向けに作成する執務参考資料が、(改正された) 法規範文書の内容を踏まえて適切に作成・改訂される。	達成状況 (継続状況) : おおむね計画通りに達成 (継続) (事業完了時) 指標1と同じ (事後評価時) 指標1と同じ	終了時評価報告書、SPC 質問票回答・ヒアリング
	(指標3) SPP が法曹及び法律関係職員向けに作成する執務参考資料が、(改正された) 法規範文書の内容を踏まえて適切に作成・改訂される。	達成状況 (継続状況) : おおむね計画通りに達成 (継続) (事業完了時) 指標1と同じ (事後評価時) 指標1と同じ	終了時評価報告書、SPP 質問票回答・ヒアリング
	(指標4) VBF が法曹向けに作成する執務参考資料が、(改正された) 法規範文書の内容を踏まえて適切に作成・改訂される。	達成状況 (継続状況) : おおむね計画通りに達成 (継続) (事業完了時) VBFは弁護士ハンドブックのような執務参考資料はまだ作成していないが、活動を報告書にまとめてホームページや月刊誌、ニュースレター等を通じて全国の弁護士に成果や情報を発信・共有しており、2009年に設立して間もないVBFの組織体制を考慮すると、達成とみなせる。 (事後評価時) フェーズ1、フェーズ2実施期間中に必要性や弁護士からのニーズが確認され、後継の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」の活動において「弁護士ガイドブック(3巻)」等を作成した。	終了時評価報告書、VBF 質問票回答及びヒアリング
	(指標5) 中央司法関係機関において、現場のニーズを踏まえて執務参考資料を作成するという方法が業務フローに反映される。	達成状況 (継続状況) : おおむね計画通りに達成 (継続) (事業完了時) MOJ、SPC及びSPPで制度として定着しつつあると評価できる。VBFについては、執務参考資料は作成していないが、全国の弁護士が参照できるよう、セミナーや調査等の活動報告を月刊誌やホームページに掲載している。 (事後評価時)	終了時評価報告書、MOJ 質問票回答、SPC、SPP及び

		<p>MOJ、SPC、SPP 及び VBF において、中央から地方へのより適切な指導・助言が行われ、その過程で現場の実務上の課題を踏まえた執務参考資料を作成し活用していることから、業務フローに反映されていると判断される。(フェーズ1プロジェクト目標指標1参照)</p>	VBF 質問票回答・ヒアリング																																		
	<p>(指標6) 中央司法関係機関において、適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書を、現場からの情報や実務上の課題の分析結果を踏まえて適切に起草・改正する。</p>	<p>達成状況(継続状況): おおむね計画通りに達成(継続)</p> <p>(事業完了時) 適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法等の法規範文書の草案が適切に作成されている。</p> <p>(事後評価時) 2008年法規範文書発行人法(2015年及び2020年改訂)にも規定されている通り、中央司法関係機関において、現場からの情報や実務上の課題の分析結果を踏まえて適切に起草・改正することは継続し、業務フローとして定着している。</p> <ul style="list-style-type: none"> MOJの法規範文書発行人法については、同改正に向けた関係機関の意見聴取等を行うセミナーを複数回実施し、これらの課題や改善策は報告書及び法案として取りまとめられた。 SPCの裁判所における調停・対話法については、草案作成の段階でハイフォン市人民裁判所及びハイフォン市の9郡級人民裁判所において民事紛争の解決における調停の改革・強化を試行し、その後、16省・中央直轄市でも展開し、これらの試行結果から得られた情報や分析結果は草案完成に役立った。 SPPは、刑事訴訟法改正の実施に関する情報収集や実務上の課題の分析を各関連省庁と連携して行い、合計11件の合同通達を作成した。 <p style="text-align: center;">本事業支援対象外の法規範文書(例)</p> <table border="1" data-bbox="507 779 1433 1093"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機関</th> <th>法規範文書</th> <th>成立年/改正年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="6">MOJ</td> <td>法規範文書発行人法¹⁾</td> <td>2015年6月及び2020年</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>財産競売法</td> <td>2016年</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>情報アクセス法</td> <td>2016年</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>法律扶助法</td> <td>2017年</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>行政違反処罰法改正</td> <td>2020年</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>司法鑑定法改正</td> <td>2020年</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>SPC</td> <td>裁判所における調停・対話法²⁾</td> <td>2020年</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>SPP</td> <td>下位法規範文書・関連法令: 刑事訴訟法改正の実施に関する合同通達</td> <td>2017年: 2件、2018年: 6件 2020年: 1件、2021年: 2件 (合計11件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 及び注2): No.1及び7は、後継の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」支援対象</p>	No.	機関	法規範文書	成立年/改正年	1	MOJ	法規範文書発行人法 ¹⁾	2015年6月及び2020年	2	財産競売法	2016年	3	情報アクセス法	2016年	4	法律扶助法	2017年	5	行政違反処罰法改正	2020年	6	司法鑑定法改正	2020年	7	SPC	裁判所における調停・対話法 ²⁾	2020年	8	SPP	下位法規範文書・関連法令: 刑事訴訟法改正の実施に関する合同通達	2017年: 2件、2018年: 6件 2020年: 1件、2021年: 2件 (合計11件)	同上			
No.	機関	法規範文書	成立年/改正年																																		
1	MOJ	法規範文書発行人法 ¹⁾	2015年6月及び2020年																																		
2		財産競売法	2016年																																		
3		情報アクセス法	2016年																																		
4		法律扶助法	2017年																																		
5		行政違反処罰法改正	2020年																																		
6		司法鑑定法改正	2020年																																		
7	SPC	裁判所における調停・対話法 ²⁾	2020年																																		
8	SPP	下位法規範文書・関連法令: 刑事訴訟法改正の実施に関する合同通達	2017年: 2件、2018年: 6件 2020年: 1件、2021年: 2件 (合計11件)																																		
	<p>(指標7) 中央司法関係機関において、現場のニーズを踏まえて法規範文書を起草・改正するという方法が業務フローに反映される。</p>	<p>達成状況(継続状況): おおむね計画通りに達成(継続)</p> <p>(事業完了時) 2008年法規範文書発行人法により、現行法の施行評価や新法草案の起草段階で、関連機関から意見聴取することが義務づけられたこともあり、MOJ、SPC、SPPで業務フローとして定着していると評価できる。</p> <p>(事後評価時) 指標6参照</p>	同上																																		
<p>上位目標 法曹及び法律関係職員が、中央司法関係機関から助言・監督を受け、より円滑かつ統一的な法規範文書の運用及び裁判・執行実務を行えるようになる。</p>	<p>(指標1) 法規範文書の運用に関する実務上の問題への対応について、法曹及び法律関係職員がアクセスできる執務参考資料に記載がある。</p>	<p>(事後評価時) おおむね計画通りに達成</p> <p>MOJ、SPC、SPP 及び VBF において、本事業で作成した資料は法令の新しい規定や実務に合わせて改善されアップデートして活用されている(フェーズ1プロジェクト目標指標1参照)。フェーズ2終了後も各機関は新たに執務参考資料を作成し、実務上の課題対応が記載されており、法曹・法律関係者がアクセスできる状態である。</p> <p style="text-align: center;">フェーズ2終了後新たに作成された執務参考資料(例)</p> <table border="1" data-bbox="507 1563 1433 2123"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>機関</th> <th>執務参考資料名(発行年)</th> <th>実務上の課題対応が記載されているか</th> <th>法曹・法律関係職員がアクセスできる状態にあるか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>MOJ</td> <td>法規範文書事後検査業務ガイドライン(2016年)</td> <td>Q&A集として法規範文書事後検査の実務上の業務について記載されている</td> <td>インターネットでのアクセス可能で、関係者に活用されている。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td rowspan="2">SPC</td> <td>裁判所における争訟の確保(2016年)</td> <td>審理における裁判官・検察官・弁護士論争スキルについて記載されている</td> <td>印刷物配布された原本にアクセス可能で、関係者に活用されている。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>調停・対話に関する業務ガイドライン(2020年)</td> <td>調停・対話に関する実務上の業務について記載されている</td> <td>印刷物配布された原本にアクセス可能で、関係者に活用されている。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>SPP</td> <td>刑事司法共助に関する業務ガイドライン(2018年)</td> <td>刑事司法共助に関する実務上の業務について記載されている</td> <td>印刷物配布された原本にアクセス可能で、関係者に活用されている。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td rowspan="2"></td> <td>公訴権、立件・捜査・起訴に対する検察官の行使に関する検察官のハンドブック(2020年)¹⁾²⁾</td> <td>公訴権、立件・捜査・起訴の検察官の行使に関する実務上の業務について記載されている</td> <td>印刷物配布、研修の教材検察官が行うべき業務の体系について検察官を指導するための教材として、各地方検察院に配布され、現在も使用されている。ハノイ検察大学及びホーチ</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>公訴権・刑事裁判の検察官の行使に関する</td> <td>公訴権・刑事裁判の検察官の行使に関する実務上業</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	NO	機関	執務参考資料名(発行年)	実務上の課題対応が記載されているか	法曹・法律関係職員がアクセスできる状態にあるか	1	MOJ	法規範文書事後検査業務ガイドライン(2016年)	Q&A集として法規範文書事後検査の実務上の業務について記載されている	インターネットでのアクセス可能で、関係者に活用されている。	2	SPC	裁判所における争訟の確保(2016年)	審理における裁判官・検察官・弁護士論争スキルについて記載されている	印刷物配布された原本にアクセス可能で、関係者に活用されている。	3	調停・対話に関する業務ガイドライン(2020年)	調停・対話に関する実務上の業務について記載されている	印刷物配布された原本にアクセス可能で、関係者に活用されている。	4	SPP	刑事司法共助に関する業務ガイドライン(2018年)	刑事司法共助に関する実務上の業務について記載されている	印刷物配布された原本にアクセス可能で、関係者に活用されている。	5		公訴権、立件・捜査・起訴に対する検察官の行使に関する検察官のハンドブック(2020年) ¹⁾²⁾	公訴権、立件・捜査・起訴の検察官の行使に関する実務上の業務について記載されている	印刷物配布、研修の教材検察官が行うべき業務の体系について検察官を指導するための教材として、各地方検察院に配布され、現在も使用されている。ハノイ検察大学及びホーチ	6	公訴権・刑事裁判の検察官の行使に関する	公訴権・刑事裁判の検察官の行使に関する実務上業			<p>MOJ 質問票回答、SPC、SPP 及び VBF 質問票回答・ヒアリング、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト中間評価調査報告書」</p>
NO	機関	執務参考資料名(発行年)	実務上の課題対応が記載されているか	法曹・法律関係職員がアクセスできる状態にあるか																																	
1	MOJ	法規範文書事後検査業務ガイドライン(2016年)	Q&A集として法規範文書事後検査の実務上の業務について記載されている	インターネットでのアクセス可能で、関係者に活用されている。																																	
2	SPC	裁判所における争訟の確保(2016年)	審理における裁判官・検察官・弁護士論争スキルについて記載されている	印刷物配布された原本にアクセス可能で、関係者に活用されている。																																	
3		調停・対話に関する業務ガイドライン(2020年)	調停・対話に関する実務上の業務について記載されている	印刷物配布された原本にアクセス可能で、関係者に活用されている。																																	
4	SPP	刑事司法共助に関する業務ガイドライン(2018年)	刑事司法共助に関する実務上の業務について記載されている	印刷物配布された原本にアクセス可能で、関係者に活用されている。																																	
5		公訴権、立件・捜査・起訴に対する検察官の行使に関する検察官のハンドブック(2020年) ¹⁾²⁾	公訴権、立件・捜査・起訴の検察官の行使に関する実務上の業務について記載されている	印刷物配布、研修の教材検察官が行うべき業務の体系について検察官を指導するための教材として、各地方検察院に配布され、現在も使用されている。ハノイ検察大学及びホーチ																																	
6		公訴権・刑事裁判の検察官の行使に関する	公訴権・刑事裁判の検察官の行使に関する実務上業																																		

			るハンドブック (2020年) ¹⁾²⁾	務について記載されている	ミン市の検察訓練・業務研修学校における教育や、検察官に関連する試験問題の出題の参考資料としても利用されている。		
	7	VBF	弁護士ガイドブック (3巻)(2017年) ¹⁾	刑事・行政・民事訴訟等における弁護士実務のスキルについて記載されている	印刷物配布、VBFホームページ内の内部関係者用ページからアクセス可能で、現在も全国各地の弁護士に活用されている。		
	注1) No.5、6、7、8の資料は、後継の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」において作成・改訂されたもの 注2) No.5、6のハンドブックは、フェーズ1で作成された検察官マニュアルを改訂したものである。						
	後継の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」において、プロジェクト活動終了後に独自に数々の活動を実施し、執務参考資料を作成していることも明らかとなっている。						
(指標2) 法規範文書の運用に関する実務上の問題への対応について、法曹及び法律関係職員が、中央司法関係機関から助言を受ける機会を有している。	(事後評価時) おおむね計画通りに達成 実務上の問題への対応について、中央のMOJ、SPC、SPP及びVBFから助言を受ける機会を有している。(フェーズ1プロジェクト目標指標1参照)					MOJ 質問票回答、SPC、SPP及びVBF 質問票回答・ヒアリング	
(指標3) 法曹及び法律関係職員がアクセスできる執務参考資料が増加する。	(事後評価時) おおむね計画通りに達成 指標1の通り、法曹及び法律関係職員がアクセスできる執務参考資料が増加した。					同上	

3 効率性

[フェーズ1] 事業費は複合的な要因によりやや計画を上回ったが(計画比:118%)、事業期間は計画通りであった(計画比:100%)。アウトプットは計画通り産出された。よって効率性は高い。
[フェーズ2] 事業費は複合的な要因により計画を上回り(計画比129%)、事業期間は計画通りであった(計画比:100%)。アウトプットは計画通り産出された。よって効率性は高い。
[両フェーズ] 以上より、フェーズ1及びフェーズ2を合わせ、効率性は③⁷と判断される。

4 持続性

【政策面】

ベトナム共産党中央委員会政治局決議第48号、第49号に代わり、決議第27号「新時代における社会主義法治国家整備・完備の継続」が2022年11月に共産党中央執行委員会で採択された。決議の内容は、引き続き法整備と厳格で一貫した法執行体制メカニズムの完備や司法改革の強化、裁判所の独立性の確保等が重視され、方針は維持されている。ただし、新決議においては、各中央司法関連機関の具体的な役割は明確に規定されておらず、現時点では不透明な点もある。

【制度・体制面】

現場のニーズを踏まえた執務参考資料の作成や法規範文書の起草・改正是業務フローとして定着しており、MOJ、SPC、SPP及びVBFは本事業の効果を維持・拡大する取り組み体制を確保できている。2015年以降にSPCとSPPの組織改編が行われたが、法・司法改革を遂行するための機能・任務は変更されていない。JAについては、本事業終了後に、SPC管轄下の裁判官養成学校(その後、裁判所学院に改名)やSPP管轄下のハノイ検察大学の規模が拡大され、大学生から裁判官/検察官の養成まで各機関で教育されているため、JAでの裁判官・検察官の養成については、一部行われているものの、計画時に想定したほどには機能していない。事後評価時現在は、将来法曹三者になろうとする者に向けた実践業務の研修コースを設け、弁護士・執行官・公証人、司法関係職員に向けた研修を中心に行っている。この状況は、フェーズ1の事前評価時の計画とは異なるが、フェーズ2の事前評価時に改めてJAの位置づけを確認したうえで、現職及び将来執行官や公証人等になろうとする者のトレーニングも支援することが望ましいと認められているため、想定されていた範囲である。裁判所学院やハノイ検察大学でも、本事業の成果も活用して教育を行っていることから、体制面での持続性は維持されていると判断される。VBFは、2009年の設立以降、毎年会員数が着実に増え、定款を整備して自治能力を向上させており、研修制度の構築や研修参加を義務付ける内部規程も設定している。中央司法関係機関と現場・地方との縦の連携体制も、事業効果の継続状況でも確認した通り業務フローとして定着している。

【技術面】

MOJ、SPC、SPP、VBFは、中央から地方への指導・支援や研修等により、中央における指導力や地方の能力強化が行われてきており、現在も継続している。後継技術協力プロジェクト2案件においても、カウンターパート機関として、能力強化が行われている。本事業で作成した執務参考資料も必要に応じてアップデートされ、日常業務や研修、教育機関(JA、裁判所学院、ハノイ検察大学等)において活用されている。整備された資料については、多くは印刷物として配布されており、電子化などアクセス改善による更なる活用が期待されるものの、将来にわたり効果が維持するために必要な実施機関の技術レベルが備わっていると判断できる。

【財務面】

MOJ、SPC、SPPは国家予算で運営され、年間予算は、分野全体の運営経費見積りに基づいて財務省が配分している。年間国家予算は、本事業の成果の維持を含め、各機関の提案に基づき配分額が検討されている。VBFでは、弁護士の社会職業組織の自治の整備と強化を目的とした活動用の予算は、会費から出されている。予算は各年度の活動内容によって配分される。弁護士の質を向上させる活動用の予算は、地方の弁護士会からの予算、弁護士の自己負担、VBFの会費から支援する。現場のニ

ニーズを反映した執務参考資料の作成や法規案文書の整備は、業務フローとして定着しており、現場の意見を聴取し実践的ニーズを分析する方法も、書面やオンライン研修・オンライン会議等も取り入れて、財政的に持続可能な方法に改善されている。しかし、法規案文書の起草・改正の検討や成果の普及等のためには、幅広い関係者を対象にした大規模セミナーの開催や全国各地での開催も必要とされ、それらの実施は援助機関の支援に一部依存している。

【環境・社会面】

環境・社会面の問題は見受けられず、対策を講ずる必要はなかった。

【評価判断】

以上より、政策面、制度・体制面、技術面に軽微な問題があり、財務面に一部問題があることから、フェーズ1とフェーズ2を合わせた本事業によって発現した効果の持続性は②⁷と判断される。

5 総合評価

本事業は、フェーズ1ではプロジェクト目標（中央司法関連機関の地方組織に対する指導、助言及び支援能力改善）をおおむね計画通りに達成した。事後評価時点で、フェーズ1の事業効果は、継続している。上位目標（ベトナム全土で、裁判及び執行が、公平かつ説得力があり、透明で適切かつ一貫性のあるものとなる）は、指標データの設定や入手に課題があるが、おおむね計画通りに達成した。フェーズ2ではプロジェクト目標（法規案文書の内容、法規案文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力強化）をおおむね計画通りに達成した。中央司法関連機関では、現場ニーズを反映した執務参考資料の作成・改訂や法規案文書の起草・改正を継続し、その方法は業務フローに反映されており、フェーズ2の事業効果は継続している。上位目標（法曹及び法律関係職員が、中央司法関係機関から助言・監督を受け、より円滑かつ統一的な法規案文書の運用及び裁判・執行実務を行えるようになる）は、おおむね計画通り達成した。両フェーズの持続性については、法規案文書の起草・改正の検討や成果の普及等に関しては援助機関の支援に一部依存するなど財務面に一部問題が見られるが、政策面、制度・体制面、技術面での持続性は確保されている。

以上より、総合的に判断すると、フェーズ1とフェーズ2を合わせた本事業の評価は高いといえる。

III ノンスコア項目

適応・貢献：

本事業の長期専門家は、ベトナム語で法規案文書を理解することに努めており、ベトナムにおける重要な基本法や政令等の一部が専門家自らで日本語に翻訳され、「ベトナム六法」が2013年に発刊された。本法令日本語訳集は、ベトナム法律の研究者や日本企業がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するもので、ベトナムの法令に関する知識の共有・活用による正のインパクトがあった。また、現地言語による法規案文書の理解は、効果的な技術移転の促進と実施機関との円滑なコミュニケーション及び相互信頼に役立っていた。

IV 提言・教訓

実施機関への提言：

・本事業で作成された成果品の多くは、印刷物として配布され、原本へのアクセスという形で活用されており、アクセスの容易さは限定的である。今後新たに執務参考資料の作成や、過去成果物の更新を行う際には、可能な範囲で電子データでの作成を検討するとともに、その組織内での共有を定着させることで、情報アクセスの改善を図り、より多くの人材に知識の共有・普及可能な仕組みを構築することが望ましい。

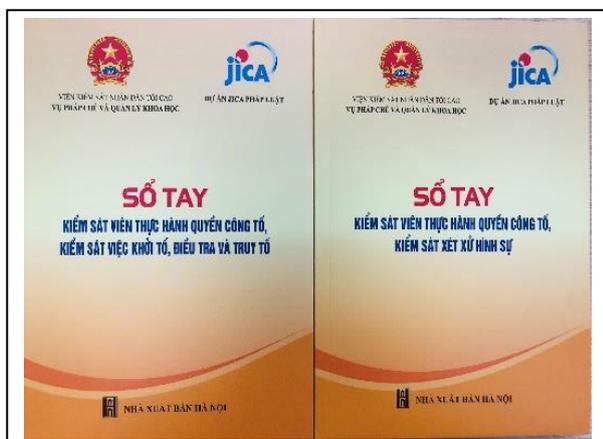
JICA への教訓：

・フェーズ1上位目標の指標として設定されたマクロな統計データ等のうち、そもそもデータが存在しないものや取付け不可のものが事後評価時点で確認された。今後同様のプロジェクトを実施する際は、指標の適切性や入手手段をその実現性を含め双方で事前に確認するとともにベースライン値を収集し、それらを定期的にモニタリングし、指標の測定に必要なデータの取得に支障が確認された場合には、速やかに関係者で協議し指標の見直しを行う等の対策を確実に講ずる必要がある。

・マクロな統計データは、現在の裁判所組織の改編や、社会・経済発展による裁判の全体数の変化など、様々な原因が影響を及ぼしているため、本事業との因果関係をより明確に確認できる指標（定性的含む）も加えて補うデザインが望ましい。

・両フェーズとも定性的な指標が多く設定されていたが、指標の意味する範囲や程度は明確でないものも少なからずあった。

定性的指標であっても、より具体的・客観的に検証可能な指標を設定することが望ましい。



「公訴権、立件・捜査・起訴に対する検察権の行使に関する検察官のハンドブック」及び「公訴権・刑事裁判の検察権の行使に関するハンドブック」

ベトナム六法（日本語訳）